

第1編

計画策定の基本事項

第1章 計画策定の目的

第2章 計画の位置付け

第3章 計画の基本事項

第1章 計画策定の目的

本企業団は、昭和44年10月に当時の豊山村、師勝町、西春町の2町1村により西春日井郡東部水道企業団として創設事業の認可を受けて発足しました。その後、平成18年に構成団体である師勝町、西春町が合併し、北名古屋市が誕生したことにより、企業団の名称を北名古屋水道企業団に変更し現在に至っています。

水道の高普及時代を迎えて、水道が市民の生活や社会経済活動に欠くことのできない施設となっている現状を踏まえると、将来にわたって安全で快適な水道水を安定して供給していくことは、水道事業者課せられた重要な使命となっています。

しかし、近年は人口及び使用水量の減少に伴う給水収益の低迷、水道施設の老朽化対策や耐震化への対応、水道に対する使用者のニーズの高まりなど水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、高度化、多様化する課題への取り組みが求められています。

これらの課題に適切に対応していくためには、各水道事業者等が自らの事業環境を総合的に分析したうえで、経営戦略を策定し、計画的に実行していくことが重要であり、運営基盤の強化や技術力の確保が必要となります。

このような状況下で厚生労働省は、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験などを踏まえて、平成16年に公表した「水道ビジョン」を全面的に見直し、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し公表しました。これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を今後も継続的に享受し続けるよう、50年100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から水道事業者が目指すべき取り組みの方向性やその実現方策を提示したものです。

本水道事業は、企業団創設後、中央配水場の建設や3町を繋ぐ配管網の整備に着手し、その後も水需要の増大に対応するために施設の拡張、整備に努めてきました。その結果、施設は一定の水準に達し、現在は、老朽施設の更新が中心となっています。このように建設拡張期から維持管理時代へと移行し成熟期にある水道事業では、長期的視点を踏まえた計画立案が必要であり、水道使用者に対して事業の安定性や持続性を示していく責任があります。

本計画は、長期にわたり水道事業を経営していくためのマスタープランとして策定するものです。

第2章 計画の位置付け

本水道事業は、創設以来 50 年近くが経過する中で、施設の老朽化や耐震化に対する投資の増加や水道使用者のニーズの高まりなどに対してその対策を講じ、事業の安定性や持続性を示していく必要があります。

本計画は、水道事業が抱える諸課題を解消し、事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、将来にわたって安全で安心な水を安定的に供給するシステムを構築するために策定するものです。

策定にあたっては、「北名古屋水道ビジョン 2006」を基として 10 年間に行うべき施策と、その後の 20 年間の長期展望を明示するものです。また、以下の計画を上位計画とし、これらとの整合を図るものです。

2.1 国や県における計画

(1) 新水道ビジョン（平成 25 年 3 月 厚生労働省健康局）

平成 16 年 6 月に「水道ビジョン」を策定し公表しましたが、その後の人口の減少や東日本大震災の経験を踏まえて、改訂ではなく「新水道ビジョン」を策定し公表しました。新水道ビジョンでは、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、具現化するために当面の間に取り組むべき事項、方策を提示することとしています。

(2) 愛知県地域防災計画（平成 27 年 6 月修正 愛知県防災会議）

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、愛知県防災会議が策定したもので、北名古屋市・豊山町の地域防災計画の上位計画です。

(3) 愛知地域広域的な水道整備計画（平成 19 年 3 月変更 愛知県）

水道法第 5 条の 2 に基づき策定した広域的な水道整備計画です。この計画は、計画区域内における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な利用を図り、将来にわたる安全で安定した給水体制を確立することを目標としています。

2.2 北名古屋市における計画

(1) 北名古屋市総合計画（平成 20 年 3 月 北名古屋市）

「健康」「快適」「自立」の 3 つの基本理念を掲げ『健康快適都市』～誰もが安全・安心に暮らせるまち～を目標として、分野別にまちづくりの方針を示したものです。



写真 1-1 北名古屋市 市の花(ツツジ)
(写真出典:北名古屋市ホームページ)

第1編 計画策定の基本事項

(2) 北名古屋市総合計画第8次実施計画（平成26年12月 北名古屋市）

平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とし、総合計画に示された将来都市像『健康快適都市』の実現に向けて、具体的な事業の概要や事業費を体系的に整理したものです。

(3) 北名古屋市地域防災計画（平成27年2月 北名古屋市防災会議）

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発及び南海トラフを中心とした巨大地震の発生予測などの災害リスクが高まっています。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、「減災」の考え方を基本理念として災害に備えることとし、以下の編で構成されています。

「風水害等編」「地震編」「原子力編」

2.3 豊山町における計画



(1) 豊山町第4次総合計画（平成22年3月 豊山町）

「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、人・産業・生活空間が一体となった『にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ』を目標として、分野別にまちづくりの方針を示したものです。

写真 1-2 豊山町 町の花(さざんか)
(写真出典:豊山町ホームページ)

(2) 豊山町防災計画（平成27年2月修正 豊山町防災会議）

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発及び南海トラフを中心とした巨大地震の発生予測などの災害リスクが高まっています。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、「減災」の考え方を基本理念として災害に備えることとし、以下の編で構成されています。

「風水害等災害対策計画編」「地震災害対策計画編」「航空機事故災害対策計画編」
「原子力災害対策計画編」

2.4 北名古屋水道企業団における計画

(1) 北名古屋水道ビジョン2006（平成18年12月 北名古屋水道企業団）

厚生労働省が発表した「水道ビジョン」（平成16年6月）、「地域水道ビジョン作成の手引き」（平成17年10月）に基づき、5つの基本指標を掲げて今後の企業運営の指針としたものです。

基本指標

- ①安心して飲める水
- ②豊富で安い水
- ③おいしい水
- ④震災に強い水道
- ⑤濁水に強い水道

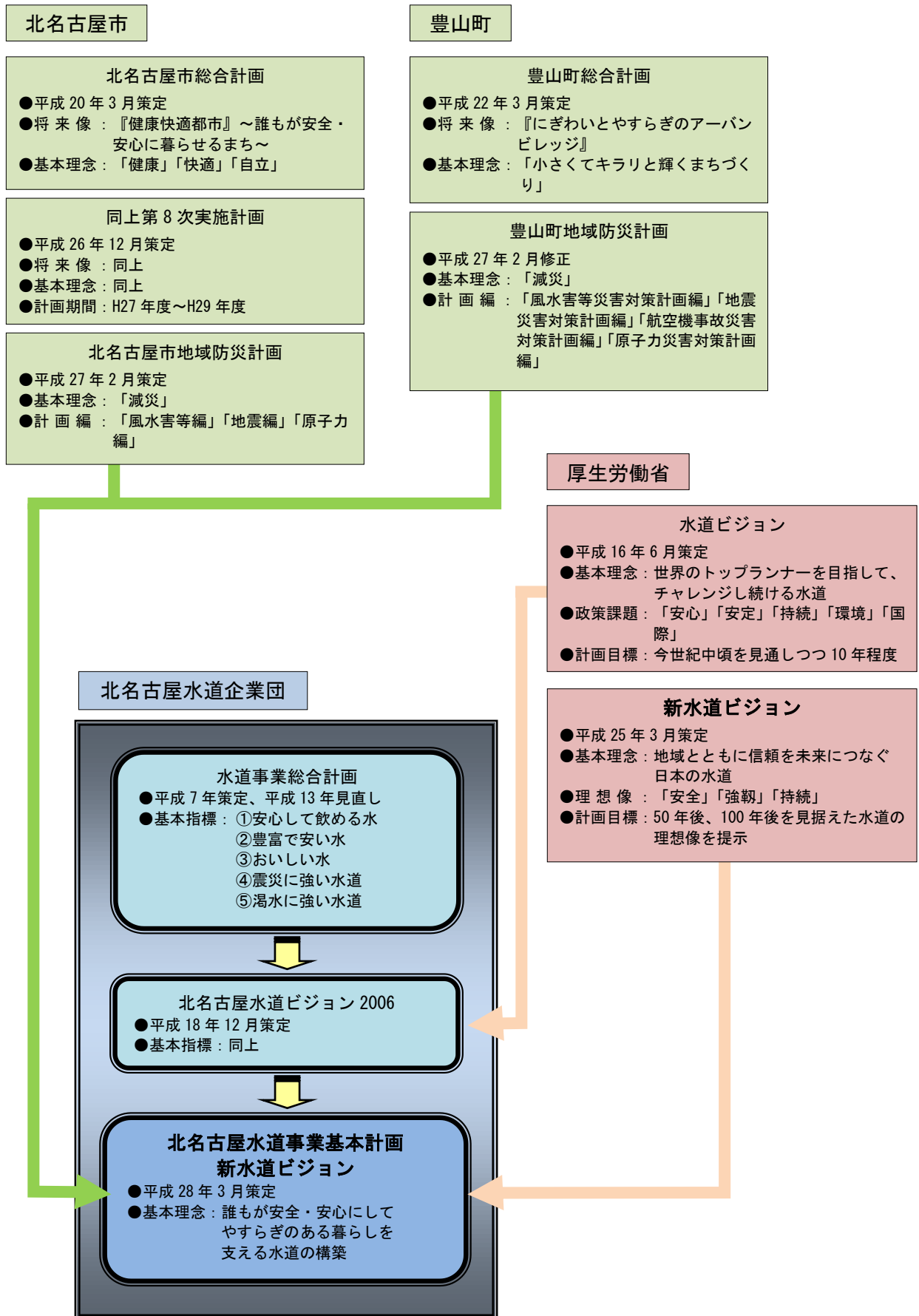


図 1-1 北名古屋水道事業基本計画の位置づけ

第3章 計画の基本事項

3.1 計画の基本理念

本企業団では、平成7年に平成26年度を目標とした「水道事業総合計画」を作成し、見直しを図りながら施策の実現に向けて各種事業を展開してきました。

また、厚生労働省が平成16年6月に発表した「水道ビジョン」を受けて、平成18年12月に平成28年度までの10年間を目標に「北名古屋水道ビジョン2006」を策定しました。これらの計画では、5つの基本指標①安心して飲める水、②豊富で安い水、③おいしい水、④震災に強い水道、⑤湯水に強い水道を掲げ、これらを満たすことでよりよい水道サービスを提供していくこととしました。

本計画では、この基本指標を念頭に、厚生労働省が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」に示されている「安全」「強靱」「持続」の3つの観点を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

《北名古屋水道事業の基本理念》

誰もが安全・安心にして
やすらぎのある暮らしを支える水道の構築

きたるべき未来に向けて なごやかな暮らしを支える水道の構築

3.2 目標年度

(1) 基本構想（水道ビジョン）

基本構想は、構成自治体が目指す「まちづくり」に合わせて、将来を見据えた水道事業に求められているビジョンを示すものであり、構想目標年度を平成57年度とします。

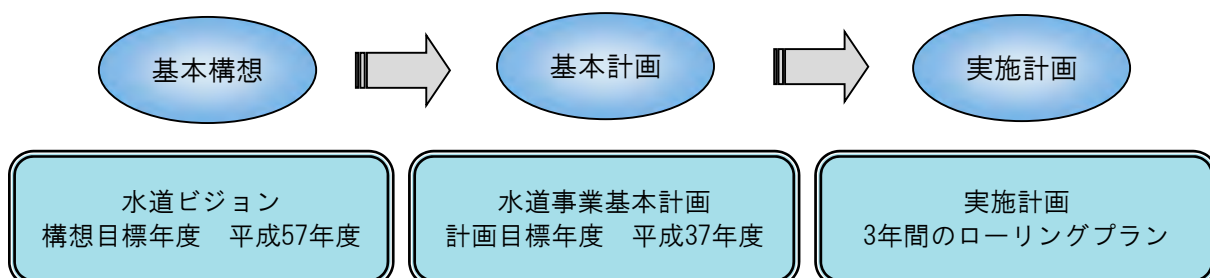
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の掲げた水道ビジョンの実現に向けて、取り組むべき施策を体系的に明らかにしたものであり、計画目標年度を平成37年度とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画を受けて施策の実現を推進するために、財政計画との整合性を図り具体的な事業を進めるものであり、計画期間は3年間として別途策定し、毎年見直しを図りながら実施していくものです。

(4) 構成と目標年度



3.3 計画期間

本計画では、計画目標年度に至る10カ年で実施する事業の緊急性等を考慮したうえで、短期、中期に分割し、その後の20カ年を長期展望として位置づけます。

短期計画（平成28年度から32年度）：緊急性のある重要度の高い事業計画

中期計画（平成33年度から37年度）：重要度の高い事業計画

長期展望（平成38年度から57年度）：需要推計等将来展望期間

表1-1 計画の構成と目標年次

平成年度		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～	57	
北名古屋新水道ビジョン 2016	基本構想	平成28～57年度 (2016～2045年度)													
	基本計画	短期計画 平成28～32年度 (2016～2020年度)					中期計画 平成33～37年度 (2021～2025年度)					長期展望 平成38～57年度 (2026～2045年度)			
	実施計画	3年間のローリングプラン													

3.4 計画給水区域

現況の給水区域は、以下のとおりです。

- ・豊山町大字豊場（一部を除く）及び青山（一部を除く）
- ・北名古屋市井瀬木、片場、久地野（一部を除く）、熊之庄、鹿田、高田寺、能田、二子、六ツ師、薬師寺、石橋、宇福寺、沖村、加島新田、鍛冶ヶ一色、北野、九之坪、徳重、中之郷、西之保、野崎、法成寺、弥勒寺及び山之腰（順不同）

本計画における計画給水区域は、現況の給水区域と同様とします。なお、豊山町大字豊場及び青山の一部は、三菱重工航空宇宙システム製作所専用水道であり、北名古屋市久地野の一部は名古屋市上水道事業の給水区域であるため本計画から除外します。

計画給水区域 現北名古屋水道事業の区域

中央配水場



中央配水場事務所

創業事業の一環として造られた配水場で、事務所を兼ねています。場内には地下水を汲み上げて水をろ過する設備と県営水道の犬山浄水場から送られてきた水を受水し、配水ポンプで給水区域に送り出す設備を備えています。

中央第1配水池(手前)

有効貯水量 6,000m³
昭和46年度竣工
平成27年度耐震補強工事竣工

中央第2配水池(奥)

有効貯水量 6,500m³
昭和48年度竣工

